

資料 No. 2

第 52 号議案

平成 25 年 4 月 1 日付け機構改革に伴う福井県教育委員会  
規則の一部改正について

別紙のとおり、福井県教育委員会行政組織規則（昭和 46 年福井県教  
育委員会規則第 5 号）の一部を改正する。

平成 25 年 3 月 25 日提出

教育長 林 雅 則

提 案 理 由

機構改革に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提  
出する。

## 参考

H25. 3. 25  
教育振興課

### 機構改革等に伴う福井県教育委員会行政組織規則の一部改正について

#### 1 改正の概要

##### (1) 本庁課内室の廃止

①高校教育課「英語教育推進室」、「特別支援教育室」を廃止

(英語教育推進グループ、特別支援・発達障害児教育グループを設置)

②義務教育課「幼児教育支援室」を廃止(幼児教育支援グループを設置)

③生涯学習・文化財課「文化財室」を廃止(文化財グループを設置)

##### (2) 企画幹(高校教育)の新設

「福井型18年教育」を推進する上で、最大の課題である高校教育の向上を図るため、「企画幹(高校教育)」を新たに教育庁に設置

##### (3) その他

①学校教育政策課の分掌事務に、中高一貫教育校(併設型)に関する事務を加える。

②生涯学習・文化財課の分掌事務に、白川文字学および文学館の整備に関する事務を加える。

③スポーツ保健課の分掌事務に、福井県競技力向上対策本部および福井県スポーツ振興計画に関する業務を加える。

#### 2 施行期日 平成25年4月1日

福井県教育委員会行政組織規則(昭和四十六年教育委員会規則第五号) 新旧対照表

改正案

現行

(課または室の設置)

第七条 本庁に、次の課を置く。

- 一 教育振興課
- 二 学校教育政策課
- 三 高校教育課
- 四 義務教育課
- 五 生涯学習・文化財課
- 六 スポーツ保健課

(削る)

(削る)

(各課(室)の分掌事務)

第八条 各課(室)の分掌事務は、次表のとおりとする。

課(室)名	分掌事務
教育振興課	(略)
学校教育政策課	一 学校教育の総合企画および調整に関すること 二 (高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。)

(課または室の設置)

第七条 本庁に、次の課を置く。

- 一 教育振興課
- 二 学校教育政策課
- 三 高校教育課
- 四 義務教育課
- 五 生涯学習・文化財課
- 六 スポーツ保健課

2 高校教育課に、英語教育推進室および特別支援教育室を置く。

3 義務教育課に、幼児教育支援室を置く。

4 生涯学習・文化財課に、文化財室を置く。

(各課(室)の分掌事務)

第八条 各課(室)の分掌事務は、次表のとおりとする。

課(室)名	分掌事務
教育振興課	(略)
学校教育政策課	一 学校教育の総合企画および調整に関すること 二 (高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。)

二	校長および教員の研修の総合企画および調整に関すること（高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。）。
三	学力向上に關すること。
四	県立学校の再編整備計画に關すること。
五	県立中学校における教育の企画および調整に關すること。
六	県立中学校の学級編制、教育課程、學習指導、生徒指導および進路指導に關すること。
七	県立中学校入学者の選抜に關すること（義務教育課の所管に属するものを除く。）。
八	その他県立中学校に關すこと（他課の所管に属するものを除く。）。
九	学校教育に係る広報および広聴に關すること。
十	県立学校の教職員および市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一條に規定する職員（以下この項においてこれらを「教職員」という。）の定数の総合調整に關すること（高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。）。
十一	教職員（県立学校事務職員を除く。以下第十三号までにおいて同じ。）の任免、服務その他人事に關すること（高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。）。
十二	教職員の給与、勤務時間その他勤務条件に關すること。
十三	教職員の永年勤続表彰に關すること（高

二	校長および教員の研修の総合企画および調整に關すること（高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。）。
三	学力向上に關すること。
四	県立学校の再編整備計画に關すること。
五	学校教育に係る広報および広聴に關すること。
六	学校教育に係る広報および広聴に關すること。
七	県立学校の教職員および市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一條に規定する職員（以下この項においてこれらを「教職員」という。）の定数の総合調整に關すること（高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。）。
八	教職員（県立学校事務職員を除く。以下第九号までにおいて同じ。）の任免、服務その他人事に關すること（高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。）。
九	教職員の給与、勤務時間その他勤務条件に關すること。
十	教職員の永年勤続表彰に關すること（高

	(高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。)。
十四	福井県教育庁嶺南教育事務所に関すること。
十五	福井県教育研究所に関すること。
十六	その他学校運営および教職員に関すること。
	高校教育課および義務教育課の所管に属しないこと。
一	県立学校における教育の企画および調整に関すること。
二	県立学校の学級編制、教育課程、学習指導、生徒指導および進路指導に関すること。
三	県立学校における情報化に関する施策の企画および調整ならびに情報教育に関すること(教育振興課、学校教育政策課および義務教育課の所管に属するものを除く。)。
四	県立学校の再編に関すること(学校教育政策課の所管に属するものを除く。)。
五	奨学育英事業および独立行政法人日本学生支援機構に関すること。
六	高等学校定時制課程および通信制課程修学奨励金に関すること。
七	県立学校における人権・同和教育に関すること。
八	県立高等学校の通学区域に関すること。
九	県立学校の生徒の定員に関すること。
十	県立高等学校入学者の選抜に関すること。
十一	教育研究諸団体に関するこ(義務教育課の所管に属するものを除く。)。
十二	県立学校に係る教科書その他の教材に

	校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。)。
十一	福井県教育研究所に関すること。
十二	その他学校運営および教職員に関すること。
	高校教育課および義務教育課の所管に属しないこと。
一	県立学校における教育の企画および調整に関すること。
二	県立学校の学級編制、教育課程、学習指導、生徒指導および進路指導に関すること。
三	県立学校における情報化に関する施策の企画および調整ならびに情報教育に関すること(教育振興課、学校教育政策課および義務教育課の所管に属するものを除く。)。
四	県立学校の再編に関すること(学校教育政策課の所管に属するものを除く。)。
五	奨学育英事業および独立行政法人日本学生支援機構に関すること。
六	高等学校定時制課程および通信制課程修学奨励金に関すること。
七	県立学校における人権・同和教育に関するここと。
八	県立高等学校の通学区域に関するここと。
九	県立学校の生徒の定員に関するここと。
十	県立高等学校入学者の選抜に関するここと。
十一	教育研究諸団体に関するこ(義務教育課の所管に属するものを除く。)。
十二	県立学校に係る教科書その他の教材に

関すること。

十三 県立学校に係る教科用図書の採択に関すること。

十四 県立学校におけるユニセフに関すること。

十五 サイエンス教育に関すること。

十六 県立学校の教職員の定数に関すること。

十七 県立学校の教職員（校長、教頭および事務職員を除く。）の任免、服務その他人事に関すること。

十八 県立学校の教職員（事務職員を除く。）の永年勤続表彰に関すること。

十九 県立学校の教職員の組織する職員団体に関すること。

二十 県立学校の校長および教員の研修に関すること。

二十一 学力検査問題作成委員会に関すること。

二十二 福井県高等学校教育問題協議会および福井県産業教育審議会に関すること。

二十三 英語教育の推進に関すること。

二十四 外国語指導助手に関すること。（義務教育課の所管に属するものを除く。）

二十五 特別支援教育の振興に関すること。

二十六 発達障害児の教育に関すること。

二十七 県立の特別支援学校の就学事務および就学奨励に関すること。

二十八 福井県心身障害児就学指導委員会に関すること。

二十九 福井県特別支援教育センターに関すること。

関すること。

十三 県立学校に係る教科用図書の採択に関すること。

十四 県立学校におけるユニセフに関すること。

十五 サイエンス教育に関すること。

十六 県立学校の教職員の定数に関すること。

十七 県立学校の教職員（校長、教頭および事務職員を除く。）の任免、服務その他人事に関すること。

十八 県立学校の教職員（事務職員を除く。）の永年勤続表彰に関すること。

十九 県立学校の教職員の組織する職員団体に関すること。

二十 県立学校の校長および教員の研修に関すること。

二十一 学力検査問題作成委員会に関すること。

二十二 福井県高等学校教育問題協議会および福井県産業教育審議会に関すること。

二十三 その他県立学校の学校教育の指導に関すること。

一 英語教育の推進に関すること。

二 外国語指導助手に関すること。（義務教育課の所管に属するものを除く。）



十三 市町立学校における情報教育に関する  
こと。

十四 教育職員免許に関すること。

十五 市町村立学校職員給与負担法第一条に  
規定する職員（次号および第十七号におい  
て「県費負担教職員」という。）の定数に  
関すること。

十六 県費負担教職員（校長および教頭を除  
く。）の任免、服務その他人事に関するこ  
と。

十七 県費負担教職員の永年勤続表彰に関す  
ること。

十八 市町立学校的教職員の組織する職員團  
体に関すること。

十九 校長および教員の研修に関すること  
（高校教育課の所管に属するものを除  
く。）。

二十 福井県教科用図書選定審議会に関する  
こと。

二十一 放課後児童健全育成事業に関する  
こと。

二十二 不登校対策の総合企画および調整に  
関すること（高校教育課の所管に属するも  
のを除く。）。

二十三 幼児教育の振興に関すること。

二十四 市町立幼稚園の設置廃止等の届出の  
受理に関すること。

二十五 福井県幼児教育支援センターに関する  
こと。

二十六 その他市町立学校的学校教育の指導  
に関すること。

十二 市町立学校における情報教育に関する  
こと。

十三 教育職員免許に関すること。

十四 市町村立学校職員給与負担法第一条に  
規定する職員（次号および第十六号におい  
て「県費負担教職員」という。）の定数に  
関すること。

十五 県費負担教職員（校長および教頭を除  
く。）の任免、服務その他人事に関するこ  
と。

十六 県費負担教職員の永年勤続表彰に関す  
ること。

十七 市町立学校的教職員の組織する職員團  
体に関すること。

十八 校長および教員の研修に関すること  
（高校教育課の所管に属するものを除  
く。）。

十九 福井県教科用図書選定審議会に関する  
こと。

二十 放課後児童健全育成事業に関する  
こと。

二十一 不登校対策の総合企画および調整に  
関すること（高校教育課の所管に属するも  
のを除く。）。

二十二 幼児教育の振興に関すること。

二十三 市町立幼稚園の設置廃止等の届出の  
受理に関すること。

二十四 その他市町立学校的学校教育の指導  
に関すること。

生涯学習・文化財課	(削除)
	(削除)
一 生涯学習の総合企画および調整に関すること。 二 社会教育の指導、助言および援助に関すること。 三 社会教育指導者の養成および確保に関すること。 四 社会教育団体の育成および指導に関すること。 五 公民館、図書館、青少年教育施設その他社会教育に関する施設の整備および運営指導に関すること。 六 家庭教育の振興に関すること。 七 青少年教育、成人教育、女性教育および高齢者教育の振興に関すること。 八 人権・社会同和教育の振興に関すること。 九 視聴覚教育の振興に関すること。 十 高等学校卒業程度認定試験に関すること。 十一 ユネスコに関すること。 十二 放送大学に関すること。 十三 福井県社会教育委員に関すること。 十四 福井県教育厅生涯学習センターに関すること。 十五 福井県立図書館、福井県文書館、福井県立こども歴史文化館、福井県立青少年セ	一 生涯学習の総合企画および調整に関すること。 二 市町立幼稚園の設置廃止等の届出の受理に関すること。 三 福井県幼児教育支援センターに関すること。

生涯学習・文化財課	幼児教育支援室
	一 幼児教育の振興に関すること。 二 市町立幼稚園の設置廃止等の届出の受理に関すること。 三 福井県幼児教育支援センターに関すること。
一 生涯学習の総合企画および調整に関すること。 二 社会教育の指導、助言および援助に関すること。 三 社会教育指導者の養成および確保に関すること。 四 社会教育団体の育成および指導に関すること。 五 公民館、図書館、青少年教育施設その他社会教育に関する施設の整備および運営指導に関すること。 六 家庭教育の振興に関すること。 七 青少年教育、成人教育、女性教育および高齢者教育の振興に関すること。 八 人権・社会同和教育の振興に関すること。 九 視聴覚教育の振興に関すること。 十 高等学校卒業程度認定試験に関すること。 十一 ユネスコに関すること。 十二 放送大学に関すること。 十三 福井県社会教育委員に関すること。 十四 福井県教育厅生涯学習センターに関すること。 十五 福井県立図書館、福井県文書館、福井県立こども歴史文化館、福井県立青少年セ	一 生涯学習の総合企画および調整に関すること。 二 社会教育の指導、助言および援助に関すること。 三 福井県幼児教育支援センターに関すること。



三 社会体育指導者の養成および確保に関すること。

四 体育、スポーツおよび保健関係団体の育成および指導に関すること。

五 体育施設の整備および運営指導に関すること。

六 学校体育の指導および充実に関すること。

七 学校保健および学校安全の指導および充実に関すること。

八 学校における防災教育に関すること。

九 学校給食の指導および充実に関すること。

十 体力つくり実践運動の推進に関すること。

十一 福井県競技力向上対策本部に関すること。

十二 福井県スポーツ振興審議会に関すること。

十三 福井県スポーツ推進計画に関すること。

十四 福井県立馬術競技場、福井県立ライフル射撃場、福井県立クレー射撃場、福井県立アーチェリーセンター、福井県立クライミングセンターおよび福井県立ホンケー゠場に関すること。

十五 福井県教育庁福井運動公園事務所に関すること。

十六 福井県立武道館に関すること。

十七 公益財団法人福井県体育協会に関すること。

三 社会体育指導者の養成および確保に関すること。

四 体育、スポーツおよび保健関係団体の育成および指導に関すること。

五 体育施設の整備および運営指導に関すること。

六 学校体育の指導および充実に関すること。

七 学校保健および学校安全の指導および充実に関すること。

八 学校における防災教育に関すること。

九 学校給食の指導および充実に関すること。

十 体力つくり実践運動の推進に関すること。

十一 福井県スポーツ振興審議会および福井県選手強化対策委員会に関すること。

十二 福井県立馬術競技場、福井県立ライフル射撃場、福井県立クレー射撃場、福井県立アーチェリーセンター、福井県立クライミングセンターおよび福井県立ホンケー゠場に関すること。

十三 福井県教育庁福井運動公園事務所に関すること。

十四 福井県立武道館に関すること。

十五 財団法人福井県体育協会に関すること。

十八 公益財団法人福井県学校給食会に関すること。

十九 その他スポーツおよび学校健康体育一般に関すること。

(職員の職およびその職務)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 第一項に定める職のほか、委員会が必要と認めるときは、次表の上欄に掲げる職を置き、当該下欄に掲げる職務を行わせる。

職名	職務
企画幹(学校教育)	学校教育に関する重要事項について教育長を補佐するとともに、特に命じられた高度の教育事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
企画幹(高校教育)	高校教育に関する重要事項について教育長を補佐するとともに、特に命じられた高度の教育事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
企画参事	上司の命を受け、特に命じられた企画および調整に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
参事	上司の命を受け、特に命じられた困難な事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
人事主任	上司の命を受け、人事に関する事務を処理する。

十六 財団法人福井県学校給食会に関すること。

十七 その他スポーツおよび学校健康体育一般に関すること。

(職員の職およびその職務)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 第一項に定める職のほか、委員会が必要と認めるときは、次表の上欄に掲げる職を置き、当該下欄に掲げる職務を行わせる。

職名	職務
企画幹(学校教育)	学校教育に関する重要事項について教育長を補佐するとともに、特に命じられた高度の教育事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
企画参事	上司の命を受け、特に命じられた企画および調整に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
参事	上司の命を受け、特に命じられた困難な事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
人事主任	上司の命を受け、人事に関する事務を処理する。

4 (略)

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 別紙

福井県教育委員会行政組織規則の一一部を改
正する規則を公布する。
平成二十五年三月一日
福井県教育委員会
福井県教育委員会規則第号
福井県教育委員会行政組織規則の一一部
を改正する規則
福井県教育委員会行政組織規則(昭和四十
六年福井県教育委員会規則第五号)の一部を
次のようにより改正する。
第七条第二項から第四項までを削る。
第八条の表高校教育課の項からスポーツ保
健課の項までを次のようにより改める。

学校教育政策  
課

- 一 学校教育の総合企画および調整に関すること（高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。）。
- 二 校長および教員の研修の総合企画および調整に関すること（高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。）。
- 三 学力向上に関すること。
- 四 県立学校の再編整備計画に関すること。
- 五 県立中学校における教育の企画および調整に関すること。
- 六 県立中学校の学級編制、教育課程、学習指導、生徒指導および進路指導に関すること。
- 七 県立中学校入学者の選抜に関すること（義務教育課の所管に属するものを除く。）。
- 八 その他県立中学校に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- 九 学校教育に係る広報および広聴に関すること。
- 十 県立学校の教職員および市町村立学校職員給与負担法（昭和二十二年法律第二百三十五号）第一条に規定する職員（以下この項においてこれらを「教職員」という。）の定数の総合調整に関すること（高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。）。
- 十一 教職員（県立学校事務職員を除く。以下第十三号までにおいて同じ。）の任免、服務その他人事に関すること（高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。）。
- 十二 教職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- 十三 教職員の永年勤続表彰に関すること（高校教育課および義務教育課の所管に属するものを除く。）。
- 十四 福井県教育庁嶺南教育事務所に関すること。
- 十五 福井県教育研究所に関すること。
- 十六 その他学校運営および教職員に関する、高校教育課および義務教育課の所管に属しないこと。

高校教育課

- 一 県立学校における教育の企画および調整に  
関すること。
- 二 県立学校の学級編制、教育課程、学習指導、  
生徒指導および進路指導に関すること。
- 三 県立学校における情報化に関する施策の企  
画および調整ならびに情報教育に関すること  
(教育振興課、学校教育政策課および義務教  
育課の所管に属するものを除く。)。
- 四 県立学校の再編に関すること(学校教育政  
策課の所管に属するものを除く。)。
- 五 奨学育英事業および独立行政法人日本学生  
支援機構に関すること。
- 六 高等学校定時制課程および通信制課程修学  
奨励金に関すること。
- 七 県立学校における人権・同和教育に関する  
こと。
- 八 県立高等学校の通学区域に関すること。
- 九 県立学校の生徒の定員に関すること。
- 十 県立高等学校入学者の選抜に関すること。
- 十一 教育研究諸団体に関すること(義務教  
育課の所管に属するものを除く。)。
- 十二 県立学校に係る教科書その他の教材に關  
すること。
- 十三 県立学校に係る教科用図書の採択に關す  
ること。
- 十四 県立学校におけるユニセフに関するこ  
と。
- 十五 サイエンス教育に関すること。
- 十六 県立学校の教職員の定数に関すること。
- 十七 県立学校の教職員(校長、教頭および事  
務職員を除く。)の任免、服務その他人事に  
関すること。
- 十八 県立学校の教職員(事務職員を除く。)  
の永年勤続表彰に関すること。
- 十九 県立学校の教職員の組織する職員団体に  
関すること。
- 二十 県立学校の校長および教員の研修に關す  
ること。
- 二十一 学力検査問題作成委員会に關すること。
- 二十二 福井県高等学校教育問題協議会および  
福井県産業教育審議会に關すること。

	<p>一十三 英語教育の推進に関すること。</p> <p>一十四 外国語指導助手に関すること（義務教育課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>一十五 特別支援教育の振興に関すること。</p> <p>一十六 発達障害児の教育に関すること。</p> <p>一十七 県立の特別支援学校の就学事務および就学奨励に関すること。</p> <p>一十八 福井県心身障害児就学指導委員会に関すること。</p> <p>一十九 福井県特別支援教育センターに関すること。</p> <p>二十 その他県立学校の学校教育の指導に関すること。</p>
義務教育課	<p>一 市町立学校における教育の企画および調整に関すること。</p> <p>二 市町立学校の学級編制、教育課程、学習指導、生徒指導および進路指導に関すること。</p> <p>三 県立中学校入学者の選抜に関すること。</p> <p>四 人権・同和教育に関すること（高校教育課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>五 へき地教育の振興に関すること。</p> <p>六 市町立学校に係る教育研究諸団体に関すること。</p> <p>七 教科書その他の教材に関すること（高校教育課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>八 教科用図書の採択に関すること（高校教育課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>九 義務教育諸学校の教科用図書の無償給与に関すること。</p> <p>十 市町立学校における外国语指導助手に関すること。</p> <p>十一 市町立学校の就学奨励に関すること。</p> <p>十二 ユニセフに関すること（高校教育課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>十三 市町立学校における情報教育に関すること。</p> <p>十四 教育職員免許に関すること。</p> <p>十五 市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員（次号および第十七号において「県費負担教職員」という。）の定数に関すること。</p>

	<p>十六 県費負担教職員（校長および教頭を除くこと。）の任免、服務その他人事に関すること。</p> <p>十七 県費負担教職員の永年勤続表彰に関すること。</p> <p>十八 市町立学校の教職員の組織する職員団体に関すること。</p> <p>十九 校長および教員の研修に関すること（高校教育課の所管に属するものを除くこと）。</p> <p>二十 福井県教科用図書選定審議会に関すること。</p> <p>二十一 放課後児童健全育成事業に関すること。</p> <p>二十二 不登校対策の総合企画および調整に関すること（高校教育課の所管に属するものを除くこと）。</p> <p>二十三 幼児教育の振興に関すること。</p> <p>二十四 市町立幼稚園の設置廃止等の届出の受理に関すること。</p> <p>二十五 福井県幼児教育支援センターに関すること。</p> <p>二十六 その他市町立学校の学校教育の指導に関すること。</p>
生涯学習・文化財課	<p>一 生涯学習の総合企画および調整に関すること。</p> <p>二 社会教育の指導、助言および援助に関すること。</p> <p>三 社会教育指導者の養成および確保に関すること。</p> <p>四 社会教育団体の育成および指導に関すること。</p> <p>五 公民館、図書館、青少年教育施設その他の社会教育に関する施設の整備および運営指導に関すること。</p> <p>六 家庭教育の振興に関すること。</p> <p>七 青少年教育、成人教育、女性教育および高齢者教育の振興に関すること。</p> <p>八 人権・社会同和教育の振興に関すること。</p> <p>九 視聴覚教育の振興に関すること。</p> <p>十 高等学校卒業程度認定試験に関すること。</p> <p>十一 ユネスコに関すること。</p> <p>十二 放送大学に関すること。</p> <p>十三 福井県社会教育委員に関すること。</p> <p>十四 福井県教育庁生涯学習センターに関すること。</p>

課 ス ポ ー ツ 保 健	<p>一 生涯スポーツの振興に関すること。</p> <p>二 競技スポーツの振興に関すること。</p> <p>三 社会体育指導者の養成および確保に関すること。</p> <p>四 体育、スポーツおよび保健関係団体の育成および指導に関すること。</p> <p>五 体育施設の整備および運営指導に関すること。</p> <p>六 学校体育の指導および充実に関すること。</p> <p>七 学校保健および学校安全の指導および充実に関すること。</p> <p>八 学校における防災教育に関すること。</p> <p>九 学校給食の指導および充実に関すること。</p> <p>十 体力つくり実践運動の推進に関すること。</p> <p>十一 福井県競技力向上対策本部に関すること。</p> <p>一二 生涯スポーツの振興に関すること。</p> <p>一三 競技スポーツの振興に関すること。</p> <p>一四 社会体育指導者の養成および確保に関すること。</p> <p>一五 競技団体の育成および指導に関すること。</p> <p>一六 体育施設の整備および運営指導に関すること。</p> <p>一七 学校保健および学校安全の指導および充実に関すること。</p> <p>一八 研究会に関すること。</p> <p>一九 福井県立図書館、福井県文書館、福井県立こども歴史文化館、福井県立青少年センターや、福井県立青年の家および福井県立奥越高原青少年自然の家に関すること。</p> <p>三十 子ども読書活動の推進に関すること。</p> <p>三一 文学館の整備に関すること。</p> <p>三二 青少年の体験学習に関すること。</p> <p>三三 社団法人あすの福井県を創る協会に関すること。</p> <p>三四 その他生涯学習一般に関すること。</p> <p>三五 文化財の保存、活用および管理に関すること。</p> <p>三六 銃砲刀剣類の登録に関すること。</p> <p>三七 研究会に関すること。</p>
---------------------------------	--

- 十二 福井県スポーツ振興審議会に関すること。
- 十三 福井県スポーツ推進計画に関すること。
- 十四 福井県立馬術競技場、福井県立ライフル射撃場、福井県立クレー射撃場、福井県立アーチェリーセンター、福井県立クライミングセンターおよび福井県立ホッケー場に関すること。
- 十五 福井県教育庁福井運動公園事務所に関すること。
- 十六 福井県立武道館に関すること。
- 十七 公益財団法人福井県体育協会に関すること。
- 十八 公益財団法人福井県学校給食会に関すること。
- 十九 その他スポーツおよび学校健康体育一般に関すること。

第ニ十七条 第三項の表企画幹（学校教育）

の項の次に次のように加える。

校企画幹（高  
教育）

高校教育に関する重要事項について  
教育長を補佐するとともに、特に  
理命じられた高度の教育事務を掌  
し、所属職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施  
行する。